令和5年試験

論文式試験問題

監 杳 論

注意事項

1 受験上の注意事項

- ・試験官からの注意事項の聞き漏らし/受験案内や試験室及び受験票その他に記載・掲示された注意事項の未確認等、これらを原因とした試験における不利益は自己責任になります。
- ・携帯電話等の通信機器や携行品の取扱いについては、試験官の指示に従ってください。
- ・試験開始の合図があるまで、配付物や筆記用具に触れないでください。
- ・問題に関する質問には、応じません。

2 不正受験や迷惑行為の禁止

・不正行為を行った場合/試験官の指示に従わない場合/周囲に迷惑をかける等,適正な試験実施に支障を来す行為を行った場合,**直ちに退室を命ずることがあります**。

3 試験問題

・試験開始の合図後,直ちに頁数(全3頁)を調べ,不備等があれば黙って挙手し,試験官に申し出てください。

4 答案用紙

- ・問題冊子の中ほどに挿入してあります。
- ・試験開始の合図後、直ちに頁数(全4頁)を調べ、不備等があれば黙って挙手し、試験官に申し出てください。
- ・答案作成に当たっては、ボールペン又は万年筆(いずれも黒インクに限る。消しゴム等でインクが消えるボールペンは不可。)及び修正液又は修正テープ(白色に限る。)を使用してください。これらのもの以外を使用した場合/答案用紙に記入した文字(数字を含む。)の判読が困難な場合、採点されないことがあります。
- ・答案用紙の左上をホッチキス留めしてあります。 **ホッチキス留めを外した場合は、採** 点されないことがあります。

5 受験番号シールの貼付

- ・配付後、目視で受験番号及び氏名を確認し、不備等があれば黙って挙手し、試験官に申し出てください。
- ・試験開始の合図後、各答案用紙の右上の所定欄へ全頁に貼付してください。

6 試験終了後

- ・試験終了の合図後、直ちに筆記用具を置き、答案用紙は裏返して通路側に置いてください。
- ・試験官が答案用紙を集め終わり指示するまで、絶対に席を立たないでください。
- ・答案用紙が試験官に回収されずに手元に残っていた場合は,直ちに挙手し,試験官に申し出てください。

試験官に回収されない場合、いかなる理由があっても答案は採点されません。

7 試験問題(該当ある科目は法令基準等)の持ち帰り

・試験終了後、持ち帰ることができます。

なお、中途退室する場合には、持ち出しは認めません。必要な場合は、各自の席に置いて おきますので、試験終了後、速やかに取りに来てください。

令和 5 年論文式監査論

(監 査 論)

(満点 100点) {第2問とあわせ

第 1 問 (50点)

| 問題 1 | 一般に、財務諸表監査が必要とされる条件として、利害の対立、重要な影響、複雑性及び 遠隔性の4つがあると言われている。この4つの条件を上場会社に当てはめ、財務諸表監査 が求められる理由について説明しなさい。

| 問題 2 | 監査基準「第一 監査の目的」について,次の | 問 1 及び | 問 2 に答えなさい。

問 1 「第一 監査の目的」が監査基準の冒頭に位置付けられている理由について説明しなさい。

問2 「第一 監査の目的」では、適正性に関する意見の表明に加えて準拠性に関する意見の表明について規定されている。それぞれの意見を表明するに当たって、監査人が行う判断の内容の共通点及び相違点について説明しなさい。

問題 3 監査における不正リスク対応基準について、次の 問 1 及び 問 2 に答えなさい。

問 1 監査における不正リスク対応基準が監査基準とは別に設定されている理由を説明しなさい。

問 2 <u>監査における不正リスク対応基準と監査基準との関係について説明しなさい。</u>

— 1 — M3—5

令和 5 年論文式監查論

(監査論)

(満点 100 点)

(第1問とあわせ) 時間2時間

第 2 問 (50点)

次の【資料】に基づいて、以下の 問題 1 及び 問題 2 に答えなさい。

【資料】

- ・甲社は、東京に本社がある半導体製品メーカー(上場会社)である。
- ・監査法人Xは、甲社の財務諸表監査を2年間継続しており、現在、監査人として3期目に入っている。
- ・甲社の製造する半導体製品については、数年おきに技術革新が行われ、そのたびに企業による 市場シェアが大きく変化している。また、今年度のはじめから、世界的な半導体製品市場の競 争の激化により甲社の収益性が悪化した。
- ・甲社及び監査法人 X は、半導体製品の製造設備に関連して減損損失の認識が必要であるという 点では一致している。しかし、減損損失の測定に関しては、甲社は、収益性の悪化は一時的な ものであり、将来キャッシュ・フローに基づく回収可能価額の見積りの基礎となる将来の収益 性の見通しについて楽観的であるのに対して、監査法人 X は、甲社の収益性のシナリオは過度 に楽観的であると判断している。
- ・甲社の経営者は、来期以降5年以内については事業計画で算定された営業利益、その後の期間 は予想インフレ率を考慮した一定の成長率に基づく営業利益を基礎として将来キャッシュ・フ ローの見積りを行っている。
- ・上記のように、甲社と監査法人Xは、回収可能価額の見積りについて異なる見解を有しており、両者の間で協議を行っている。
- ・監査法人Xは、半導体製品の製造設備に関連して特別な検討を必要とするリスクを識別している。

問題 1 監査法人Xが識別した特別な検討を必要とするリスクに関して、次の **問 1** ∼ **問 3** に答えなさい。

- **問 1** 識別した特別な検討を必要とするリスクに関わるアサーションを2つ示した上で、それぞれ財務諸表にどのような虚偽表示が生じる可能性があるか説明しなさい。
- **問 2** 特別な検討を必要とするリスクを識別するに当たって考慮すべき固有リスク要因を 2 つあげ、それを示す具体的な事象又は状況をそれぞれ説明しなさい。
- **問3** 特別な検討を必要とするリスクの決定に際しては、被監査会社の内部統制を考慮しない。 その理由を説明しなさい。

令和5年論文式監査論

- 問題 2 監査法人Xは、識別した特別な検討を必要とするリスクに対応する監査手続を実施することとなった。これに関連して、次の 問 1 及び 問 2 に答えなさい。
 - **問 1** 甲社の減損損失の測定について、リスク対応手続としてどのような監査手続が必要となるか、その目的とともに【資料】に基づいて説明しなさい。
 - [問2] 監査法人Xは、監査手続を実施した結果、減損損失の金額が過小であり、もしも修正しなければ財務諸表に対する影響は重要であると判断した。このため監査法人Xは修正を求めたものの経営者は修正に応じなかった。この場合、監査法人Xが監査意見を形成するまでに必要なプロセスについて説明しなさい。

— 3 — M3—9